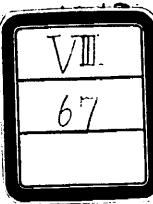
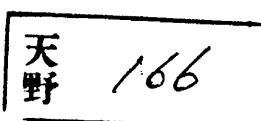
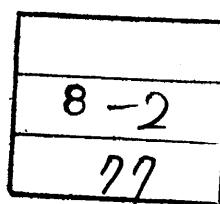


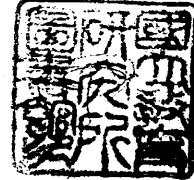
戦後教育資料



昭和二十五年三月



文学的および美術的著作物  
保護に関するベルヌ条約 ローマ規定とプラッセル規定との対照



### まえがき

一、この冊子は、一九四八年のブラッセル会議で修正された「文学的および美術的著作物保護に関するベルヌ条約」の規定とローマ条約（一九一八年）の規定とを比較対照したものである。

二、比較対照は両条約の原文（フランス語）により、主として内容の上から行つた。ローマ条約の日本語訳は文語体（昭和六年七月十八日条約第四号）であつたが、ブラッセル条約は口語體で公布されることとなろう。したがつて、訳語の使用等について多少差異があるため、比較対照に困難を感じる箇所があつた。

（なお、別冊「文学的および美術的著作物保護に関するブラッセル条約の原文および訳文の対照」参照。）

三、巻末に附録として、(1)一八八六年のベルヌ条約第五条、(2)一八九六年のパリ追加規定および(3)ベルヌ条約加盟国一覧を附した。

昭和二十五年三月一日

文部省管理局著作権課

凡例

- 一、新条約の規定中朱字は、修正または追加の箇處を示す。
- 二、旧条約の規定中ゴチック体は、これに対応する箇處を示す。
- 三、新旧条約の規定中傍点は、同一条文中項目の変更あるいは新設の箇處を示す。
- 四、重要とみとめられる箇處には簡単な(注)を附した。

ローマ規定とプラッセル規定との対照

ローマ規定	プラッセル規定	備考
千九百八年十一月十三日「ベル リン」ニ於テ及千九百二十八年 六月二日「ローマ」ニ於テ改正 セラレタル千八百八十六年九月 九日ノ文學的及美術的著作物保 護ニ關スル「ベルヌ」條約	千八百八十六年九月九日署名さ れ、千八百九十六年五月四日パ リで補足され、千九百八年十一 月十三日ベルリンで改正され、 千九百十四年三月二十日ベルヌ で補足され、千九百二十八年六 月二日ローマで改正され、かつ、 千九百四十八年六月二十六日ブ ラッセルで改正された文学的お よび美術的著作物保護に関する ベルヌ条約	(注) 条約前文の形式 が改正された。
オーストリア、オーストリア国、ベルギー国、ブラン ジル国、カナダ、デンマーク国、スペイン国、フィン ランド国、フランス国、グレート・ブリテン及び北部 帝陛下、オランダ國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、「エス		
条約の前文		

トニア」共和國大統領、「フィンランド」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、「グレート・ブリテン」「アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘共和國大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「モロッコ」國皇帝陛下、「モナコ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ボーランド」國及「ダ・ンチッヒ」自由市ノ名ニ於ケル「ボーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「シリアル」國及「グレート・レバノン」國、「チェックコスロヴァキア」共和國大統領、「デュニス」國公殿下ハ文學的及美術的著作物ニ關シ著作者ノ權利ヲ能フ限り有效且均等ノ方法ヲ以テ保護セントヲ均シク希望シ千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條規ヲ改正シ且補足スルコトニ決シ之方爲各左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

(委員氏名 略)

各全權委員ハ之方正當ナル委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ

## 第一條 条約の目的

本條約ノ適用セラルル國ハ文學的及美術的著作物ニ關スル著作者ノ權利ノ保護ノ爲同盟ヲ組織ス

## 第二條 保護をうけ

(一) 「文學的及美術的著作物」ナル用語ハ表現ノ方法又ハ形式ノ如何ヲ問ハズ書籍、小冊子及其ノ他ノ文書、講演、演説、說教及其ノ他同性質ノ著作物、演劇脚本、樂譜入演劇脚本、演出ガ文書其ノ他ノ方法ヲ以テ定メラレタル舞譜及無言劇、歌詞入り又ハ歌詞ナシノ樂譜、素描、繪畫、建築、彫刻、銅版及石版ノ著作物、圖解及地圖、地理學、地形學、建築學又ハ科學ニ關スル圖面、略圖及模型ノ如キ文藝、學術及美術ノ範圍ニ屬スル一切ノ製作物ヲ包含ス

この条約の適用される國は、文學的および美術的著作物に関する著作者の權利の保護のために同盟を組織する。

## 第二條

(一) 「文學的および美術的著作物」という用語は、表現の方法または形式のいかんを問わず、書籍・小冊子および他の文書、講演・演説・說教および同性質の

他の著作物、演劇的または樂劇的著作物、演出が文書または他の方法で定められた舞譜および無言劇、歌詞入りまたは歌詞なしの樂譜、繪畫的著作物および映画に類似する方法で寫真等の、素描、繪畫、建築・彫刻・銅版・石版の著作物、<sup>(1)</sup> 実物の複製物<sup>(2)</sup> および他の相似する方法で得た複製物<sup>(3)</sup> 、應用美術の著作物、圖解・地図、地理學・地形學・建築學または科學

おもてに題材とする方法で得た複製物<sup>(4)</sup> 、應用美術の著作物<sup>(5)</sup> 及び他の變形<sup>(6)</sup> は、原作物の著作者の權利を害しない範囲で原著作物として保護する。<sup>(5)</sup> ただし、立法、行政および司法に関する公文書の翻訳に与える保護

(二) 翻譯、翻案、編曲及其ノ他文學的又ハ美術的著作物ノ變形複製物或ニ異リタル著作物ノ翻訳物、原作物ノ著作者ノ權利ヲ害セザル範圍内ニ於テ原著作物トシテ保護セラルベキモノトス

アイルランド連合王國、ギリシャ國、ハンガリー國、インド、アイラン、アイスランド國、イタリア

ジー・ランド、パキスタン、オランダ國、ボーランド

ルグ國、モロッコ、モナコ國、ノールウェー國、ニュージー・ランド、

國、ボルトガル國、スエーデン國、スイス連邦、シリ

ア・エッコ・スロヴァキア國、デュニス、南アフリカ連邦、ヴァティカン市國及びユーゴースラヴィア國は、

文學的および美術的著作物に関する著作者の權利を、

できる限り有効かつ均等な方法で、保護することを等しく希望して、

千八百八十六年九月九日ベルヌで署名され、千八百九十六年五月四日パリで補足され、千九百八年十一月十

三日ベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日ベルヌで補足され、かつ千九百二十八年六月二日ローマ

で改正された條規を改正し、かつ補足することに決定した。

よつて、下名の全權委員はその全權委任状を示し良好妥當と認めた後、次のとおり協定した。

千八百八六年九月九日ベルヌで署名され、千八百九十六年五月四日パリで補足され、千九百八年十一月十

三日ベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日ベルヌで補足され、かつ千九百二十八年六月二日ローマ

で改正された條規を改正し、かつ補足することに決定した。

## 第二條 追加(映画的著作物)

(注) 映画的著作物に關し創造性の有無にによる保護性的有無を認めた旧条約第十四条第二項を削除。

(二) 追加(写真的著作物)

(注) 新条約は写真的著作物に關する旧条約第三条を削除。

(三) 追加(應用美術の著作物)

(注) 應用美術の著作物に關する法律適用の範囲と保護の条件について第二条第五項参照。

(四) 変形複製物(reproductions transformées)を変形(alterations)と修正。

(五) 新規定(公文書の翻訳)。

(注) 翻訳権に關する第八条の例外。

(三) 同盟國ハ前記著作物ノ保護ヲ確保スベキ義務ヲ有ス

(四) 工業ニ應用セラレタル美術的著作物ハ各國ノ國內法ノ認ムル限り保護セラルベキモノトス

は、同盟國の法令の定めるところによる。

(六) 素材の選択または配列によつて知的創作物を構成する百科辞典および詩文集のよろな文学的または美術的著作物の編集物は、その編集物の部分をなす各著作物に附する著作者の権利を害しない範囲で、知的創作物として保護する。

(七) 前記の著作物は、すべての同盟國において保護をうける。右の保護は、著作者およびその権利者の利益のために行われる。

(八) 新規定(保護をうける者の範囲を明示)。権利者(avants droit; legal representatives and assignees)。

(九) 新規定(応用美術の著作物および工業的著作物の直接的保護の原則を採用)。日本国憲法第九十八条第二項参照。

(一) 政治演説及裁判所ニ於ケル辯論中ニ爲サレタル演述ヲ前條ニ定ムル保護ヨリ一部又ハ全部排除スルノ權能ハ同盟各國ノ國內法ニ留保セラル尤モ前記著作物ヲ編輯物ト爲スハ、権利ハ、著作者ニ限リ之ヲ有スベシベキ義務ヲ有ス

口述的著作物

(一) 政治演説および裁判所における弁論中になされた演述を前条に定める保護から一部または全部排除する權能は、同盟國の法令に留保する。

(二) 講演、演説、説教及其ノ他同性質ノ著作物ヲ新聞紙雑誌ニ複製スルコトヲ得ル條件ヲ規定スルノ權能モ亦同盟各國ノ國內法ニ留保セラル尤モ前記著作物ヲ編輯物ト爲スハ、権利ハ、著作者ニ限リ之ヲ有スベシベキ義務ヲ有ス

### 第三條

口述的著作物

(二) 講演、演説、説教および同性質の他の著作物を新聞雑誌に複製しうる条件を決定する權能も、同盟國の法令に留保する。

(三) もつとも、前二項に掲げた著作物を編集物とする権利は、著作者のみが有する。

### 第三條

(削除)

(注) 実真的著作物に関する旧条約第三条を削除し、新条約第二条第一項に追加。

(一) 同盟ノ一國ニ屬スル著作者ハ公ニセザル又ハ同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著作物ニ關シ著作物ノ本國以外ノ國ニ於テ、其ノ國法ガ内國民ニ現ニ許興シ又ハ將來許興スペキ権利及本條約ニ依リ特ニ許興セラレタル権利ヲ享有ス

(二) 右権利ノ享有及行使ハ何等方式ノ履行ヲ要セズ其ノ享有及行使ハ著作物ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコトナシ從テ本條約ノ規定ノ外保護ノ範囲及著作者ノ権利保全ノ爲右著作者ニ保障セラレタル救濟

(一) 同盟ノ一國ニ屬スル著作者ハ公ニセザル又ハ同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著作物ニ關シ著作物ノ本國以外ノ國ニ於テ、其ノ國法ガ内國民ニ現ニ許興シ又ハ將來許興スペキ権利及本條約ニ依リ特ニ許興セラレタル権利ヲ享有ス

(二) 右権利ノ享有及行使ハ何等方式ノ履行ヲ要セズ其ノ享有及行使ハ著作物ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコトナシ從テ本條約ノ規定ノ外保護ノ範囲及著作者ノ権利保全ノ爲右著作者ニ保障セラレタル救濟

(一) 同盟の一國に属する著作者は、その著作物に關して、同盟の一國においてそれが公にされていなくても、はじめて公にされていても、著作物の本國以外の国において、その国法が国民に現に与えまたは将来与える権利およびこの条約が特に与えた権利を享する。

(二) 前記の権利の享有および行使は、いかなる方式の履行をも要しない。この享有および行使は、著作物の本国における保護の存否に關係がない。したがつて、この条約の規定のある場合を除いて、保護の範

ノ方法ハ保護ノ要求セラル國ノ法律ニ専ラ依ルベ

キモノトス

(三) 公ニセザル著作物ニ關シテハ著作者ノ屬スル國ヲ以テ著作物ノ本國とする。但シ公ニシタル著作物ニ關シテハ以テ著作物ノ本國トシ公ニシタル著作物ニ關シテハノ許與スル保護ノ期間最短キ國ヲ以テ其ノ本國トス

同盟ニ屬セザル一國ト同盟ノ一國トニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ同盟國ノミヲ以テ本國トス

ス

(四) 「公ニシタル著作物」トハ、<sup>(1)</sup>本條約ノ意義ニ於テハ刊行シタル著作物ヲ謂フ。演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ上演、音樂的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ意味ニ非ザルモノトス

(四) 第四条、第五条および第六条の適用上、「公にした著作物」とは、複製物の作成方法のいかんを問わず、十分な複製部数が公衆に提供された発行した著作物をいう。演劇的、樂劇的または映画的著作物の上演、音樂的著作物の演奏、美術的著作物の公の朗誦、文学的または美術的著作物の電送またはラジオ放送、美術作品の展覽および建築作品の建設は、公にすることを意味しない。

(二) 修正(公にした著作物の本國について第一條の規定)。  
(三) 修正(公にした著作物の本國について第二條の規定)。  
(1) 同盟國と非同盟國との間(同盟國に於ける保護期間を有する同盟國)。  
(2) 同盟國と非同盟國との間(同盟國に於ける保護期間を有する同盟國)。  
(3) 同盟國と非同盟國との間(第一條の規定による保護期間を有する同盟國)。

同盟國に屬しない著作者

(一) 同盟ノ一國ニ屬セザル著作者ニシテ同盟ノ他ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テ内國著作者ト同一ノ権利ヲ有ス

## 第六條

同盟ノ一國ニ屬セザル著作者ニシテ同盟ノ他ノ一國ニ於テ内國著作者ト同一ノ権利ヲ享有シ同盟ノ他ノ諸國ニ於テハ本條約ノ許與スル権利ヲ享有ス

(一) 同盟の一国に属するものであつて、同盟の他の国ではじめてその著作物を公にするものは、この国で内国著作者と同一の権利を有する。

(四) 公にしない著作物について第一條の規定。  
(五) 新規定(不動産と一体をなす著作物の本國)

(二) 尤モ同盟ニ屬セザル國ガ同盟ノ一國ニ屬スル著作者ノ著作物ニ對シ充分ノ保護ヲ與ヘザルトキハ該同盟國ハ著作物ノ第一發行ノ當時該非同盟國ニ屬シ且同盟ノ一國ニ於テ現實ノ住所ヲ有セザル著作者ノ右著作物ノ保護ヲ制限スルコトヲ得ベシ

(一) 同盟の一国に属するものであつて、同盟の他の国ではじめてその著作物を公にするものは、この国で内国著作者と同一の権利を有し、同盟の他の国では内国著作者と同一の権利を享有し、同盟の他の国ではこの条約の与える権利を享有する。

(二) もっとも、同盟に属しない国が同盟の一国に属する著作者の著作物を十分に保護しないときは、この同盟国は、著作物を最初に公にしたときに右の同盟に属しない国に属しててかつ同盟の一国に有効に住所を持っていなかつた著作者の著作物の保護を制

(二) 追加(▲載荷▼)  
的措置の拡大。

(三) 前項ニ基キ規定セラレタル如何ナル制限モ著作者ガ右制限ノ實施前同盟ノ一國ニ於テ公ニシタル著作物ニ關シ既ニ取得シタル權利ヲ妨グルコトナカルベシ

(四) 本條ニ基キ著作者ノ權利ノ保護ヲ制限スベキ同盟國ハ右保護ノ制限ヲ受クベキ國及該國ニ屬スル著作者ノ權利ニ加フル制限ヲ示セル宣言書ヲ以テ其ノ旨ヲ瑞西聯邦政府ニ通告スペシ瑞西聯邦政府ハ直ニ右ノ事實ヲ同盟ノ一切ノ國ニ通知スベシ

(一) 著作者ノ財產的權利ニ係ルコトナク且該權利ノ移轉後ト雖モ著作者ハ著作物ノ創作者タルコトヲ主張スルノ權利及右著作物ノ改竄、截除又ハ其ノ他ノ變更ニシテ著作者ノ名譽又ハ聲望ヲ害スルコトアルベキモノニ對シテ異議ヲ述ブルノ權利ヲ保有ス

(一) この条に基いて著作者の權利の保護を制限する同盟国は、保護が制限される國およびその國に屬する著作者の權利に加えられる制限を示した宣言書で、その旨をイス連邦政府に通告しなければならない。イス連邦政府は、この事実を同盟のすべての国に直ちに通知しなければならない。

## 第六條の二

(一) 著作者の財產的權利とは関係なく、この權利の譲渡の後であっても、著作者は生存中、著作物の創作者であることを主張する権利および著作者の名譽または声望を害するおそれのあるこの著作物の改変、切削もしくは他の変更またはこの著作物に対する他の

(二) 新規定(著作者の死後の人格権の保護)追加。  
(注) ブラッセル条約希望第三、文学的および美術的著作物の譲渡を避けるため保護すること。

(二) 第二項の修正により長い保護期間を与える場合。  
(注) 第二項の修正によりつて、保護期間に關する五十年主義(第一項が施行規定となつた)したがつて、短い保護期間を持つる国は加盟にあたつてその国内法を改正しなければならない。

## 保護期間

(一) 本條約ニ依リ許與セラル保謹ノ期間ハ著作者ノ生存間及其ノ死後五十年トス  
(二) 尤モ前項ノ期間ガ同盟ノ一切ノ國ニ依リ等シク採用セラレサル場合ニ於テハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セラル國ノ法律ニ依ルベク且著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得ザルベシ從テ同盟國ハ其ノ國內法ニ合致スル範圍内ニ非サレバ前項ノ規定ヲ適用スルヲ要セザルベシ  
(三) 寫眞的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物、讀書<sup>(四)</sup>無名又ハ筆名著作物ニ關シテハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セラル國ノ法律ニ依ルモノ

(一) この条約が与える保護期間は、著作者の生存間および死後五十年とする。  
(二) もっとも、同盟國が第一項に規定する期間よりも長い期間を与える場合には、保護期間は、保護の要件として資格を与えられる人または団体が行使する。この項に規定する権利を行使する条件は、同盟國の国内法令が定める。  
(三) この条で認めた権利を保全するための救済方法は、保護の要求される國の法令が規定する。

(一) この条約が与える保護期間は、著作者の生存間および死後五十年とする。  
(二) もっとも、同盟國が第一項に規定する期間よりも長い期間を与える場合には、保護期間は、保護の要件として資格を与えられる人または団体が行使する。この項に規定する権利を行使する条件は、同盟國の国内法令が定める。  
(三) 第二項を新設。

(二) 修正(五十年より長い保護期間を与える場合)。(注) 第二項の修正によりつて、保護期間に關する五十年主義(第一項が施行規定となつた)したがつて、短い保護期間を持つる国は加盟にあたつてその国内法を改正しなければならない。

(二) 追加(映画的著作物および應用美術の著作物)。(注) 第二項の修正によりつて、保護期間に關する五十年主義(第一項が施行規定となつた)したがつて、短い保護期間を持つる国は加盟にあたつてその国内法を改正しなければならない。

トス但シ著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超  
過スルコトヲ得ズ

（三）無名、または、変名の、著作物に、関しては、保護期間  
は、公にされた時から五十年とする。ただし、著作  
者の用いた変名が著作者たる本人を明示する場合に  
は、保護期間は、第一項に規定した期間とする。無  
名または変名の著作物の著作者が右に掲げた期間中  
に、その実名を表わす場合には、適用すべき保護期  
間は、第一項に規定した期間とする。

（四）前記の第三項および第四項に掲げた著作物の範囲  
に属しない遺著に、関しては、著作者の相続人および  
他の権利者のための保護期間は、著作者の死後五十  
年で終る。

（五）著作者の死後の保護期間ならびに前記の第三項、  
第四項および第五項に規定した期間は、著作者の死  
の時または著作物の公にされた時から始まる。ただ  
し、これらの期間を開始させた事件の翌年の一月一  
日から起算する。

（六）著作物の共同著作者の共有に属する著作者の権利の期  
間は、共同著作者中の最後の生存者の死亡の日によつて  
この条約の保護する文学的および美術的著作物の著作  
者は、原著作物に関する権利の存続期間中、その著作  
物の翻訳をなしまだは許可する排他的権利を享有す  
る。

（七）新規定（保護期間）。  
（注）旧条約第二項および第三項を削除。

（八）新規定（保護期間）。  
（注）新規定（保護期間）。

（九）新規定（保護期間）。  
（注）新規定（保護期間）。

#### 共同著作物の保護期間

（一）著作物ノ合著作者ノ共有ニ屬スル著作物ノ権利ノ  
期間ハ合著作者中最終ノ生存者ノ死亡ノ日ニ依リテ

（二）第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期間ヲ  
許與スル國ニ屬スル者ハ同盟ノ他ノ諸國ニ於テ之ヨ  
リ長キ期間ノ保護ヲ要求スルコトヲ得ズ

（三）如何ナル場合ニ於テモ保護ノ期間ハ合著作者中最  
終ノ生存者ノ死亡前ニ満了スルコトヲ得ザルベシ  
計算セラル

起算する。

#### 第八條

##### 翻訳権

（一）同盟ノ一國ノ新聞紙又ハ定期編輯物中ニ於テ公ニ  
シタル新聞小説、讀物及其ノ他題材ノ如何ヲ問ハズ  
文藝、學術又ハ美術ノ一切ノ著作物ハ著作者ノ承諾  
アルニ非ザレバ他國ニ於テ之ヲ複製スルコトヲ得ズ  
（二）經濟上、政治上又ハ宗教上ノ時事問題ヲ論議シタ  
ル記事ハ其ノ轉載ガ明白ニ留保セラレザルトキハ新  
聞紙およ  
び定期刊行物の記事

（注）公文書の翻訳  
について例外規定第  
二条第三項参照。

（注）日本は翻訳権  
についてローマ規  
定第八条について留  
保し、一八九六年バ  
リで修正された一八  
八六年のベルヌ条約  
第五条によつて、  
（附録第一、第二參  
照）。なお、留保の手  
續等について第二十  
五条第三項および第  
二十七条第二項參

聞紙雑誌ニ之ヲ轉載スルコトヲ得但シ其ノ出所ハ常ニ之ヲ明瞭ニ示スコトヲ要ス此ノ義務ノ制裁ハ保護ノ要求セラル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム

(三) 本條約ノ保護ハ時事ノ記事又ハ單ニ新聞紙雑誌ノ報道ニ過ギザル雜報ニハ之ヲ適用セズ

#### 引用拔粹

#### 第十條

教、科用ニ供シ若ハ學術的、性質ヲ有スル刊行物ノ爲又ハ節用編輯ノ爲ニ文學的又ハ美術的著作物ヲ適法ニ引用スルノ權能ニ關シテハ、同盟國ノ法律及同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スベキ特別ノ取扱ノ定ムル所ニ依ル

は、新聞雑誌に転載することができる。ただし、その出所は、常に明示しなければならない。この義務違反の制裁は、保護の要求される国 の法令が定め

(二) この条約の保護は、時事の記事または單に新聞雑誌の報道にすぎない雑報には適用しない。

一一

#### 第十一条

(一) 同盟国では、新聞紙および定期刊行物の記事の短い引用は、新聞雑誌の解説の形においても違法である。

(二) 教、科用に供するもしくは學術的、性質を有する発行物のためにまたは節用編集のために、文學的または美術的著作物から拔粹をその目的上正当と認められる程度で適法にすす權能に因しては、同盟國の法令および同盟國間に現存しまたは將來締結する特別取扱の定めるところによる。

(三) 引用および抜粹には、出所および出所の中に著作者の名が表われているときは、この名を掲げなければならない。  
この引用には、出所および出所の中に著作者の名が表われているときは、この名を掲げなければならぬ。

(一) 新規定(記事の引用)。規定(記事の引用)。

(二) 新規定(出所の明示)。規定(出所の明示)。

#### 時事問題の報告

公の上演、演奏および関する権利

#### (一) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノト否ト問ハズ演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ノ公ノ演奏ニ之ヲ適用ス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ著作者ハ原著作物ニ關スル其ノ権利ノ存續期間内ハ其ノ翻譯物ノ許諾ナキ公ノ上演ニ對シテ保護セラルモノトス  
(三) 本條ノ保護ヲ享有スルガ爲ニハ著作者ハ其ノ著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ノ上演又ハ公ノ演奏ヲ禁止スルコトヲ要セズ

#### 第十条の二

写真、映画又はラジオ放送によつて時事の事件を報告する場合に文学的または美術的著作物の断片を記録し、複製しおよび公表する条件は、同盟國の法令の定めるところによる。

(注) 新条文。(時事問題の報道)

#### (一) 演劇的、樂劇的および音樂的著作物の著作者は、(2)著作物の公の上演および演奏、(3)著作物の上演および演奏のなんらかの方法による公の伝達を許可する

(2) 著作者の公の上演および演奏、(3)著作物の上演および演奏のなんらかの方法による公の伝達を許可する他の権利を享有する。ただし、第十一条の二および第十三条の規定の適用の場合には、この限りではない。

(二) 演劇的、または樂劇的著作物の著作者は、その原著作物に關する権利の存続期間中、その著作物の翻訳物に關して同一の権利を享有する。

(三) この条の保護を享有するためには、著作者は著作物を公にするときに、公の上演または演奏を禁止する必要はない。

(注) 新規定(出所の明示)。規定(出所の明示)。

## 第十一條ノ二

(一) 文學的及美術的著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ無音放送の録び放送の録

ヲ享有ス

(二) 前項ニ掲タル権利ヲ行使スルノ條件ハ同盟國ノ國內法ノ規定スル所ニ依ル但シ右條件ハ如何ナル場合國ニ於テノミ效力ヲ有スベシ右條件ハ如何ナル場合ニ於テモ著作者ノ人格權ヲモ又協議調ハザル場合ニ於テ權限アル機關ノ定ムル公正ナル補償ヲ受クル著作者ノ權利ヲモ害スルコトヲ得ザルベシ

(一) 文學的および美術的著作物の著作者は、(1)著作物のラジオ放送または記号、音もしくは映像を無線で放送する他のなんらかの方法をもつてする著作物の公の通信、(2)ラジオ放送された著作物の原通信者以外の機関が行う有線または無線の公の通信、および(3)ラジオ放送された著作物の拡声機または記号、音もしくは映像を送る他の類似の機器をもつてする公の通信を許可する権利を有する。

(二) 前記の第一項で規定した権利を行使する条件は、同盟國の法令の規定するところによる。ただし、この条件は、これを規定した国においてのみ効力を有する。この条件は、いかなる場合にも、著作者の人格權を害することができず、また、権限のある官憲が合意のない場合に定める公正な補償を受ける著作者の権利を害することはできない。

(三) 別段の定めがない限り、この条の第一項に従つて与えられた許可是、ラジオ放送された著作物を、音または映像を固定する機器で記録する許可を含まない。ただし、ラジオ放送機関が自己の手段をもつてかつ自己の送信のために行う一時的記録の制度は、同盟國の法令の定めるところによる。この法令は、

公の朗読に  
関する権利

## 翻案権

## 録音権

(一) 音樂的著作物ノ著作者ハ左ノ事項ヲ許諾スルノ特權ヲ有ス
一 音樂的著作物ヲ機械的に複製スルノ用ニ供スル機器ニ右著作物ヲ寫調スルコト
(二) 音樂的著作物の著作者は、(1)機械的に複製する機器による音樂的著作物の録音および(2)このように錄音した著作物の右の機器によつて公の演奏を許可する権利を有する。

## 第十二條

(1) 翻案、編曲及小説、讀物又ハ詩歌ト演劇脚本トノ相互変作等ノ如キ文學的又ハ美術的著作物ノ許諾ナキ間接ノ轉用ガ同一ノ形體又ハ他ノ形體ニ於ケル右著作物ノ複製ニシテ主要ナラザル變更、増補又ハ省略ヲ爲シ且新ナル原著作物タル性質ヲ具備セザルモノニ過ギサルトキハ本條約ヲ適用スベキ不法複製中ニ之ヲ特ニ包含スルモノトス

(一) 音樂的著作物ノ著作者ハ左ノ事項ヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

右の記録が資料として特別の性質を持つことを理由として、これを公の記録保存所に保存することを許可する排他的権利を有する。

## 第十二条

(1) 文學的または美術的著作物の著作者は、その著作物の翻案、編集および他の変形を許可する排他的権利を有する。

(2) 文學的、美術的または美術的著作物の著作者は、その著作物の翻案、編集および他の変形を許可する排他的権利を有する。

(1) 修正(旧条約が「間接の翻案」approximations indirectesという形式で規定したもの)を改め、直接的に翻案権を規定した。

(1) 旧条約はadaptationを「翻案」と「写調」の両方に使つていたが、新条約はこれを「翻案」に限定した。

(注) 翻案(adaptation enregistrement recording &修正)について第十三条参照。

## 第十三条

(1) 音樂的著作物の著作者は、(1)機械的に複製する機器による音樂的著作物の録音および(2)このように錄音した著作物の右の機器によつて公の演奏を許可する権利を有する。

(注) 新条文(公の朗読recitation publique, public recitation)。

(1) 修正(旧条約が「間接の翻案」approximations indirectesという形式で規定したもの)を改め、直接的に翻案権を規定した。

(1) 旧条約はadaptationを「翻案」と「写調」の両方に使つていたが、新条約は「録音」enregistrement recording &修正)について第十三条参照。

(注)

(1) 新規定(放送の一時的録音。(注) 一時的録音(enregistrements éphémères; ephemeral record-ings).)

(2) 公の通信(communication publique; communication to the public.)

(3) 放送著作物のラジオ放送等による公の通信者以外の公の通信者による公の通信機原の通信。

(注)

(1) 修正(ラジオ、レコード等による公の通信者による公の通信機原の通信)。

(2) 放送著作物のラジオ放送等による公の通信者による公の通信機原の通信。

(3) 声機等による公の通信機原の通信。

(二) 本條ノ適用ニ關スル留保及條件ハ各國ニ關スル限り其ノ國ノ國內法ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ベシ但シ此ノ種ノ留保及條件ハ之ヲ規定セル國ニ於テノミ效力ヲ有スベシ

(三) 第一項ノ規定ハ遡及效ヲ有セズ從テ同盟ノ一國ニ

於テハ千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條約ノ實施前又同日以後ニ同盟ニ加盟シ又ハ將來加盟スルコトアルベキ國ニ付テハ其ノ加盟ノ日前其ノ國ニ於テ適法ニ機械的器具ニ寫調セラレタル著作物ニハ之ヲ適用セズ

(四) 本條第二項及第三項ニ基キ作成セラレタル寫調ニシテ右寫調ガ適法ニ非ザル國ニ利害關係人ノ許諾ナクシテ輸入セラレタルモノハ其ノ國ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得ベシ

(二) 前記の第一項で規定した権利の適用に関する留保および条件は、その国に関する限り同盟の各国の法令で定めることができる。ただし、この種の留保および条件は、これらを規定する国においてのみ効力を有しまだ、権限のある者に與へない限りは、いづれも定めた公正な補償を受けるべき者の権利と、いかなる場合にも尊重することにせざらない。

(三) この条の第一項の規定の効力はさかのばらない。したがって、同盟の一国については千九百八年十一月十三日ペルリンで署名された条約の実施前に、また同日以後に同盟に加盟した場合は将来加盟する国についてもその加盟の日前に、その国において適法に機械的機器ニ於ケンされた著作物には、第一項の規定を適用しない。

(四) この条の第二項および第三項に基いて作成された録文(抄文)であつて、利害關係人の許可なしにこの録文(抄文)が適法でない国に輸入されたものは、差し押えることができる。

(二) 追加(法定または強制許諾の制度)

#### 映画的著作物

#### 第十四條

(一) 文學的、學術的又ハ美術的著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ノ活動寫眞術ニ依ル複製、翻案及公ノ上映ヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

(二) 活動寫眞的製作物ハ著作者ガ著作物ニ獨創的性質ヲ與ヘタルトキハ文學的又ハ美術的著作物トシテ保護セラル若シ此ノ性質ヲ缺クトキハ活動寫眞的製作物ハ寫眞的著作物ノ保護ヲ享有ス

(三) 活動寫眞的著作物ハ複製又ハ翻案セラレタル著作物ノ著作者ノ權利ヲ害セザル範圍内ニ於テ一ノ原著作物トシテ保護セラルベキモノトス

(四) 前諸規定ハ活動寫眞術ニ類似ノ他ノ一切ノ方法ヲ以テ作りタル複製物又ハ製作物ニ之ヲ適用ス

#### 第十四条

(一) 文學的、學術的または美術的著作物の著作者は、

(二) 著作物の映画的翻案および複製ならびにこのように翻案されたまたは複製された著作物の頒布と、このように翻案されたまたは複製された著作物の公開および公の上映上に許可する排他的権利を有する。

(三) (m) 文學的、學術的または美術的著作物の原作者とする映画的著作物の他の美術的形式における翻案は、原作者とその著作物の著作者の許可権を侵害するものと見做され、原著作物の著作者の許可を必要とする。

(四) 翻案されたまたは複製された著作物の著作者の権利を害しない範囲で、映画的著作物は、一の原著作物として保護する。

(二) 修正(映画に関する権利を詳細に規定)する権利を詳細に規定

(注)

(1) 映画的複製権

(2) 映画的複製権

(3) 右著作物の頒布権(circulation)

(4) 公開権(représentation publique; public distribution; presentation.)

(5) 右著作物の公演権(exécution publique; performance.)

(二) 旧条約第二項を削除し、映画的著作物として新条約第二条第一項に追加(創造性の有無による保護の差異を排除)。

(三) 新規定(映画的著作物の美術的翻案と原作品の著作者の権利)。

(四) 新規定(映画的翻案について法定または強制許諾制度を認めない)。

## 第十四条の二

(一) 美術的著作物の原作者ならびに作家または作曲家の原稿に關して、著作権主またはその後は、国内法令が資格を有する人とはして、著作者が最初にその著作物を譲渡した後のもの著作物を目的とする売買に利害關係をもつという譲渡不能の権利を享有する。

(二) 前項に規定した保護は、同盟の各國において、著作者の本国の法令がこの保護を認める場合にのみかつ保護が要求される國の法令が認めな限度においてのみ、要求することができます。

(三) 故収の手続をもとめ部は、各國の国内法令が定める。

## 著作者であることの推定

(一) 本條約ニ依リ保護セラルル著作物ノ著作者ガ反対ノ證據アル迄真正ノ著作者ト看做サレ從テ同盟ノ諸國ノ裁判所ニ於テ著作者ニ對シテ訴訟ノ提起ヲ許容セラルルガ爲ニハ其ノ名ガ通例ノ方法ニ依リ其ノ著作物ニ表示セラルルヲ以テ足ル

(一) 第十五條  
本條約ニ依リ保護セラルル著作物ノ著作者ガ反対ノ證據アル迄真正ノ著作者ト看做サレ從テ同盟ノ諸國ノ裁判所ニ於テ著作者ニ對シテ訴訟ノ提起ヲ許容セラルルガ爲ニハ其ノ名ガ通例ノ方法ニ依リ其ノ著作物ニ表示セラルルヲ以テ足ル

(一) 第十五条  
この条約の保護する文字的および美術的著作物の著作者が反対の証拠のあるまで真正の著作者と推定され、したがて同盟の諸國の裁判所において著作権侵害者に対して訴訟を提起しうるためには、その名が、通例の方法でその著作物に表示されればよい。(二) 項は、その名が変名であつても、著作者の用いた変名が著作者たる本人が開示する場合には適用する。

(二) 追加(顕著な変名の著作者)。

(一) 第十六條  
一切ノ偽作物ハ原著作物ガ法律上ノ保護ヲ享有スル同盟國ノ權限アル機關ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得  
(二) 右同盟國ニ於テハ著作物ガ保護セラザルカ又ハ保護ノ止ミタル國ヨリ來ル複製物ヲモ差押フルコトヲ得  
(三) 差押ハ各國ノ國內法ニ從ヒ之ヲ行フ

(一) 第十六条  
すべて著作権侵害物は、原著作物が法律上の保護を受ける同盟國の權限のある官憲によつて差し押えることができる。  
(二) これらの同盟國においては、著作物が保護を受けてない国または保護のやんだ国から来る複製物をも差し押えることができる。  
(三) 差押えは、各同盟國の法令に従つて行う。

(一) 第十七条  
本條約ノ規定ハ一切ノ著作物又ハ製作物ノ頒布、上演、展覽ヲ國內ノ立法又ハ警察上ノ措置ニ依リ許可

(一) 第十七条  
この条約の規定は、著作物または製作物の頒布、上演、展覽を国内の立法上または警察上の措置により許

(注一) 新条文(追及権) droit de suite.  
(注二) ローマ条約希望第三、追及権。希望建立のものは、フランス、ベルギー、チエコスロバキア、ボーランドおよびイタリアである。

		過及效
		第十八條
特別の取扱	余約と国内 法との関係	<p>(一) 本條約ハ本條約實施ノ際其ノ本國ニ於テ保護ノ期間ノ満了ニ依リ保護ノ要求セラル國ニ於テ公有ニ屬シタルモノニ非ザル一切ノ著作物ニ之ヲ適用ス</p> <p>(二) 尤モ著作物ガ從前認メラレタル保護ノ期間ノ満了ニ依リ保護ノ要求セラル國ニ於テ公有ニ屬シタルトキハ其ノ著作物ハ其ノ國ニ於テ新ニ保護セラレザルベシ</p> <p>(三) 右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間に現存シ又ハ将来締結スペキ特別條約ノ規定ニ從フベキモノトス此ノ種ノ規定ノ存在セザルトキハ各國ハ各自國ニ關シ右原則ノ適用ニ關スル方法ヲ定ムベシ</p> <p>(四) 前諸規定ハ同盟ニ新ニ加盟アリタル場合及保護ガ第七條ノ適用又ハ留保ノ拋棄ニ依リ擴張セラルベキ場合ニモ亦之ヲ適用ス</p>
特別の取扱	余約と国内 法との関係	<p>(一) この条約は、その実施の時に本国において保護期間の満了によりすでに公有となつた著作物は、同国にての著作物に適用する。</p> <p>(二) もつとも従来認められた保護期間の満了により保護の要求される國の公有となつた著作物は、同国において新たに保護されることはない。</p> <p>(三) この原則の適用は、これに關し同盟國間に現存または将来締結する特別條約の規定に従う。この種の規定が存在しないときは、各國は、自國に關しての原則の適用方法を定める。</p> <p>(四) 前記の諸規定は、同盟への新たな加盟の場合および保護が第七条の適用によりまたは留保の放棄により延長される場合にも適用する。</p>
国際事務局		<p>可し、取り締まりまたは禁止するといふ各同盟国の政府に属する権利で、権限のある官憲が著作物または製作物について行使しなければならないとするものを、なんら害するものではない。</p>
第二十九條		第二十九條
本條約ノ規定ハ同盟ノ一國ノ法律ニ依リ一般ニ外國人ノ爲ニ定メラルベキ一層寛大ナル規定ノ適用ヲ求ムルコトヲ妨げズ		<p>本條約ノ規定ハ同盟ノ一國ノ法律ニ依リ一般ニ外國人ノ爲ニ定メラルベキ一層寛大ナル規定ノ適用ヲ求ムルコトヲ妨げズ</p>
第二十條		第二十一条
同盟國政府ハ特別ノ取扱ガ同盟ニ依リ付與セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利ヲ著作者ニ付與スベキ限り又ハ本條約ニ抵觸セザル他ノ規定ヲ包含スペキ限り各國相五間ニ右取扱ヲ締結スルノ權利ヲ留保ス現存ノ取扱ヲ規定ニシテ右條件ニ合致スルモノハ引續キ適用アルモノトス		<p>同盟國政府は、特別の取り決めがこの条約の付与する權利よりも広大な権利を著作者に付与するものである限りまたはその包含する規定がこの条約に抵触しない限り、相互間にこの取り決めを締結する権利を留保する。この条件に合致する現存の取り決めの規定は、引き続いて適用する。</p>
第二十一條		第二十一條
(一) 「文學的及美術的著作物保護國際同盟事務局」ナル名稱ノ下ニ設立セラレタル國際事務局ハ之ヲ維持ス		<p>(一) 「文學的および美術的著作物保護國際同盟事務局」の名称で設立された國際事務局を維持する。</p>
(二) 右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ管理ノ下ニ之ヲ置ク瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ且其ノ事務ヲ監督ス		<p>(二) 事務局は、スイス連邦政府の管理の下に置く。スイス連邦政府は、その組織を定め、その事務を監督する。</p>
(三) 事務局ノ公用語ハ佛蘭西語トス		<p>(三) 事務局の公用語は、フランス語とする。</p>

- (一) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ニ付テノ著作者ノ権利ノ保護ニ關スル各種ノ報告ヲ蒐集シ之ヲ編纂發行ス。事務局ハ同盟共同ノ利益ニ關スル事項ヲ講究シ且諸政府ヨリ受領シタル書類ニ依リ同盟ノ目的ニ關スル諸問題ニ付佛蘭西語ヲ以テ定期刊行物ヲ編纂ス。同盟國政府ハ經驗上必要ト認メラルベキ場合ニ於テハ合意ヲ以テ事務局ガ一又ハ二以上ノ他ノ國語ヲ以テ別版ヲ發行スルコトヲ許諾スルノ権利ヲ留保ス。
- (二) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ノ保護ニ關スル問題ニ付何時ニテモ同盟國ノ請求ニ應ジ其ノ必要トスルコトアルベキ特殊報告ヲ與フルコトヲ要ス。
- (三) 國際事務局長ハ其ノ所管事務ニ付年報ヲ作成シ之ヲ一切ノ同盟國ニ送付ス。

## 第二十三条

- (一) 國際事務局の經費は、同盟國が共同して負担する。
- (二) 國際事務局は、文學的および美術的著作物の保護に關於諸問題について、いつでも同盟國の請求に応じ、その必要とする特殊の情報を与えなければならぬ。
- (三) 國際事務局長は、その所管事務について年報を作成し、すべての同盟國に送付する。

## 第二十三条

- (一) 國際事務局ノ經費ハ同盟國共同シテ之ヲ負擔ス。右經費ハ新ナル議定アル迄ハ年額十二萬瑞西「フラン」ヲ超過スルコトヲ得ザルベシ。右額ハ必要ナル場合ニ於テハ第二十四條ニ掲タル會議ノ一ノ全會一致ノ

- (一) 國際事務局の經費は、同盟國が共同して負担する。この經費は、新しい決定があるまでは年額十二萬金フラン(注)をこえてはならない。この額は、必要な場合には、同盟國の全員一致または第二十四条に掲
- (二) この經費総額に対する各國の分担割合を定めるため、同盟國および将来同盟に加入する国を六等に区分し、各等の分担する単位数の比例を次のとおりとする。
- |      |       |
|------|-------|
| 第一等  | 二十五單位 |
| 第二等  | 二十單位  |
| 第三等  | 十五單位  |
| 第四等  | 十單位   |
| 第五等  | 五單位   |
| 第六等  | 三單位   |
| 第七等  | 二等    |
| 第八等  | 三等    |
| 第九等  | 四等    |
| 第十等  | 十單位   |
| 第十一等 | 五等    |
| 第十二等 | 六等    |
- (三) この係數ニ各等ノ國數ヲ乘ジ之ニ依リ得タル積ノ和ヲ單位數トシ之ヲ以テ費用總額ヲ除スベシ。其ノ商ハ一單位ノ費用額ヲ示スモノトス。
- (四) 各國ハ其ノ加盟ノ際前記等級中其ノ列セラレントラムルモノヲ聲明スベシ。尤モ爾後何時ニテモ他人等級ニ列セラレントラムル旨ヲ聲明スルコトヲ得ベシ。

決議ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得ベシ。

(二) 右經費總額ニ對シ各國ノ釀出割合ヲ定ムル爲同盟國及將來同盟ニ加入スル國ヲ六等ニ區分シ各等ノ釀出スベキ單位ノ簡數ノ比例ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一等	二十五單位
第二等	二十單位
第三等	十五單位
第四等	十單位
第五等	五單位
第六等	三單位
第七等	二等
第八等	三等
第九等	四等
第十等	十單位
第十一等	五等
第十二等	六等

(三) 右系數ニ各等ノ國數ヲ乘ジ之ニ依リ得タル積ノ和ヲ單位數トシ之ヲ以テ費用總額ヲ除スベシ。其ノ商ハ一單位ノ費用額ヲ示スモノトス。

(四) 各國ハ其ノ加盟ノ際前記等級中其ノ列セラレントラムルモノヲ聲明スベシ。尤モ爾後何時ニテモ他人等級ニ列セラレントラムル旨ヲ聲明スルコトヲ得ベシ。

げた會議における全會一致の決定によつて増加することができる。

(注) この貨幣単位は百サンティームの金フランである。重量三十一分の十グラムかつ純度〇・九〇〇のものである。

(二) この經費總額に対する各國の分担割合を定めるため、同盟國および将来同盟に加入する国を六等に区分し、各等の分担する単位数の比例を次のとおりとする。

第一等	二十五單位
第二等	二十單位
第三等	十五單位
第四等	十單位
第五等	五單位
第六等	三單位
第七等	二等
第八等	三等
第九等	四等
第十等	十單位
第十一等	五等
第十二等	六等

(三) この係數に各等の國數を掛けて得た積の和を單位の数とし、これで經費總額を割る。その商は、一單位の經費額を示す。

(四) 各國は、その加盟のときに、前記の等級中のいずれに加わりたいかを声明しなければならない。ただし、その後いつでも他の等級に加わりたい旨を声明することができる。

(五) 瑞西國政府ハ事務局ノ豫算ヲ調製シ其ノ支出ヲ監督シ、必要ナル立替ヲ爲シ茲ニ他ノ一切ノ同盟國政府ニ送付スベキ毎年度ノ出納計算書ヲ作成ス

(五) スイス国の主管庁は、事務局の予算を作成し、その支出を監督し、必要な立替えをなしおよび他のすべての同盟国の主管庁に送付する年次決算書を作成する。

#### 第二十四条

(一) 本條約ハ同盟制度ヲ完全ナラシムベキ改良ヲ加ヘンガ爲之ニ改正ヲ加フルコトヲ得。右ノ如キ問題及其ノ他ノ點ニ付同盟ノ發達ニ關係アル問題ハ同盟國ニ於テ順次開設スベキ會議ニ於テ該同盟國ノ委員之ヲ審議ス會議ヲ開設スヘキ國ノ政府ハ國際事務局ノ協力ヲ得テ會議ノ準備ヲ爲ス事務局長ハ會議ノ議事ニ列席シ且討論ニ參加スト雖モ議決ニ加ハラズ

(三) 本條約ノ如何ナル變更モ同盟ヲ組成スル各國一致ノ合意ヲ得ルニ非ザレバ同盟ニ對シテ效力ナキモノトス

#### 第二十五条

(一) 同盟ニ屬セザル國ニシテ本條約ノ目的トスル權利ノ法律上ノ保護ヲ確保スルモノハ其ノ請求ニ依リ加盟スルコトヲ得。右加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ之ヲ通告スベシ

(二) ク該政府ハ之ヲ他ノ同盟國ニ通告スベシ

(一) この条約は、同盟の制度を完全にする改良を加えるために、改正に付することができます。このような問題および他の点で同盟の発達に關係のある问题是、同盟国で順次開催する会議において、同盟国の代表が審議する。会議を開催する国は主管庁は、国際事務局の協力を得て会議の準備をする。事務局長は、会議の議事に列席しかつ討論に参加するが、投票権を有しない。

(三) この条約の変更は、同盟を組織する国全員一致の同意がなければ、同盟に対しても効力を有しない。

#### 第二十五条

(一) 同盟に属しない国でこの条約の目的とする権利について法律上の保護を保障するものは、請求により加盟することができる。

(二) この加盟は、スイス連邦政府に対し、また同政府により他のすべての同盟国に対し、書面で通告される。

(注) ブラッセル条約  
会議の決議により事務局を補佐する目的をもつて、委員会を創設することとなつた。この委員会は同盟の十二か国に属する委員をもつて構成される。

加盟および  
脱退

(一) 同盟各國ハ本條約ガ其ノ殖民地、保護領、委任統治地域、其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル他ノ一切ノ地域又ハ宗主權ノ下ニ在ル一切ノ地域ノ全部又ハ一部ニ適用セラル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ベク之ニ依リ本條約ハ通告中ニ掲ガラレタル一切ノ地域ニ適用セラルベシ右通告ナキトキハ本條約ハ右地域ニ適用セラレザルベシ

(二) 同盟各國ハ本條約ガ前項ニ定ムル通告ノ目的ト爲

(一) 各同盟國は、その海外領土、殖民地、保護領、信託統治地域またはその国が外交関係に責任を有する他のすべての地域にこの条約を適用する旨を、いつでも書面でスイス連邦政府に通告することができます。そのときは、この条約は、第二十五条第三項に従って定められる日から通告に掲げたすべての地域に適用する。この通告がないときは、この条約は、これらの地域に適用しない。

(二) 各同盟国は、前項に定める通告の目的となつた地

リタル地域ノ全部又ハ一部ニ對シ適用セラレザルニ  
至ル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告  
スルコトヲ得ベク本條約ハ瑞西聯邦政府ニ宛テラレ  
タル通告ノ受領後十二月ニシテ右通告中ニ掲ゲラレ  
タル地域ニ於テ適用セラレザルニ至ルベシ

(三) 本條第一項及第二項ノ規定ニ從ヒ瑞西聯邦政府ニ  
對シテ爲サレタル一切ノ通告ハ之ヲ該政府ヨリ一切  
ノ同盟國ニ通知スベシ

### 第二十七條

新旧条約の  
関係

(一) 本條約ハ同盟國相互ノ關係ニ於テハ千八百八十六  
年九月九日ノ「ベルヌ」條約及順次之ヲ改正シタル諸  
條規ニ代ルベシ從前實施セラレタル諸條規ハ本條約  
ヲ批准セザルベキ國トノ關係ニ於テハ其ノ適用ヲ保  
持スベシ

(二) 本條約ニ署名シタル國ハ從前爲シタル留保ノ利益  
ヲ引續キ保持スルコトヲ得ベシ但シ批准書寄託ノ際  
其ノ旨ノ宣言ヲ爲スコトヲ條件トス

(三) 現ニ同盟ニ屬スル國ニシテ本條約ニ署名セザルベ  
キモノハ何時ニテモ本條約ニ加入スルコトヲ得ベシ  
此ノ場合ニ於テハ該國ハ前項ノ規定ノ利益ヲ享有ス  
ルコトヲ得ベシ

域の全部または一部でこの条約の適用をやめる旨  
を、書面でスイス連邦政府にいつでも通告すること  
ができる。この条約は、スイス連邦政府にて通告  
告の受領後十二か月で、通告に掲げた地域で適用を  
やめる。

(三) この条の第一項および第二項の規定に従つてスイ  
ス連邦政府になされたすべての通告は、同政府がす  
べての同盟国に通知する。

### 第二十七条

(一) この条約は、同盟國相互の關係においては、千八  
百八十六年九月九日のベルヌ条約および順次これを  
改正した諸条規に代る。從前実施されていた諸条規  
は、この条約を批准しない国との關係においては引  
き継いて適用する。

(二) この条約に署名する国は、從前なした留保の利益  
を引き継いて保持することができる。ただし、批准  
書寄託の際にその旨の宣言をするなどを条件とす  
る。

(三) 現に同盟に属する国でこの条約に署名しないもの  
は、第二十五條の規定する方式によりいつでもこの  
条約に加入することができる。この場合に、その國  
は、前項の規定の利益を享有することができる。

は、前項の規定の利益を享有することができる。

### 第二十八条

#### 第二十七条の二

この条約の解釈または適用に関する同盟の二主たるは數  
國間の紛争で、交渉によって解決されないものは、紛争  
当事国が他の解決方法に同意しない限り、國際司法裁判  
所に決定のため付託される。紛争が裁判所に付託さ  
れることを要請した國は、國際事務局にその旨を通知  
する。事務局は、それを他の同盟国に通知する。

(注一) 新茶文。  
(注二) 決定の手続は、  
國際連合憲章附屬の  
國際司法裁判所規定  
(一九四五年六月二  
十六日)による。

### 批准

条約の解釈  
に適用する  
紛争の国々  
の付託  
裁判所

#### 第二十八條

(一) 本條約ハ批准セラルベク其ノ批准書ハ遲クトモ千  
九百三十一年七月一日迄ニ「ローマ」ニ於テ寄託セラ  
ルベシ

(二) 本條約ハ之ヲ批准シタル同盟國間ニ於テハ右期日  
後一月ニシテ實施セラルベシ但シ右期日前ニ於テ本  
條約ガ少クトモ同盟ノ六國ニ依リ批准セラレタルト  
キハ本條約ハ右同盟國間ニ於テハ第六ノ批准書ノ寄  
託ガ瑞西聯邦政府ニ依リテ右同盟國ニ通告セラレタ  
ル後一月ニシテ及爾後批准スペキ同盟國ニ對シテハ

(一) この条約は、批准され、批准書は、おそらくとも  
千九百五十一年七月一日までにプラッセルで寄託さ  
れる。批准書は、その日付および付属するすべての  
宣言とともに、ベルギー國政府がスイス連邦政府に  
通報し、後者が他の同盟国に通告する。

(二) この条約は、批准した同盟國の間では、千九百五  
十一年七月一日ののち一ヶ月で実施する。ただし、  
この期日前にこの条約が少くとも同盟の六國によつ  
て批准されたときは、この条約は、これらの同盟國  
においては六番めの批准書の寄託がスイス連邦政  
府によりこれら同盟國に通告されたのち一ヶ月

各其ノ批准ノ通告後一月ニシテ實施セラルベシ

二八

で、また、その後に批准する同盟国については、その批准の通告後一か月で実施する。

(三) 同盟ニ属セザル國ハ千九百三十一年八月一日迄ハ  
レタル條約又ハ本條約ニ加入スルコトニ依リテ同盟  
ニ加盟スルコトヲ得ベシ千九百三十一年八月一日後  
ニ於テハ該國ハ本條約ニノミ加入スルコトヲ得ベシ

(三) 同盟に属しない國は、千九百五十二年七月一日ま  
では、千九百三十八年六月二日ローマで署名された  
条約またはこの条約に加入することにより、同盟に  
加盟することができる。千九百五十二年七月一日  
以後は、これらの國は、この条約にのみ加入するこ  
とができる。(二) 千九百五十二年七月一日にこの条約を  
批准していない同盟國は、第二十五条の規定する方  
式で加入することができる。これらの國は、この場  
合に第二十七条第二項の規定の利益を享有するこ  
とができる。

## 脱

### 退

(一) 第二十九條

(一) 本條約ハ其ノ廢棄ノ通告ノ爲サレタル日ヨリ一年  
ヲ経過スル迄ハ無期限ニ引續キ實施セラルベシ

(二) 右廢棄ノ通告ハ瑞西聯邦政府ニ之ヲ爲スベシ右廢  
棄ノ通告ハ之ヲ爲シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ  
生ズベク本條約ハ同盟ノ他ノ諸國ニ對シテハ其ノ效  
力ヲ存續スルモノトス

### 第二十九條

(一) この条約は、無期限に実施する。ただし、各同盟  
は、イス連邦政府にてた通告書により、いつでも  
これを廢棄する権利を有する。

(二) この廢棄は、イス連邦政府が他のすべての同盟  
國に通知し、廢棄をした國についてのみ、かつイス  
連邦政府にてた廢棄通告の受領後十二か月で、  
はじめて、効力を生ずる。他の同盟國については、  
条約は、引き続いて効力を有する。

## 第三十條

保護期間お  
よび留保拋  
棄の通知

(一) 本條約第七條第一項ニ定ムル五十年ノ保護ノ期間  
ヲ自國ノ法律ニ採用スル國ハ之ヲ瑞西聯邦政府ニ書  
面ヲ以テ通告スペク該政府ハ直ニ之ヲ同盟ノ他ノ一  
切ノ諸國ニ通知スベシ

(二) 第二十五條及第二十七條ニ依リ爲シ又ハ維持シタ  
ル留保ヲ拠棄スル國ニ付亦前項ニ同ジ

(三) この条に規定する廢棄の権利は、一國が批准した  
まま加入した日から起算して五年の期間が満了す  
る前には、その國によつて行使され得ならない。

(一) この条約の第七條第一項の定める五十年の保護期  
間を自國の法令に採用する國は、この旨をイス連  
邦政府に通告書によつて通知し、同政府は、直ちに  
これを他のすべての同盟國に通知する。

(二) 第二十五条および第二十七条によつて行ひまたは  
維持した留保を放棄する國についても、前項と同様  
とする。

## 第三十一條

会議の公式  
文書

(注) 新条文。

会議の公式文書は、フランス語で作成する。これに相  
当する正文を不ギリス語で作成する。公式文書の解釈  
について争がある場合には常にフランス語の正文によ  
る。同盟國またはその集合は、その選択した國語で、  
公式文書の正本を作成することを、國際事務局との取  
り決めによって同事務局に行わせることができる。こ  
れらの正本は、会議の文書の中でフランス語およびイ  
ギリス語の正文の付属として公にする。

以上の証拠として、下名の全權委員は、この条約に署名した。

千九百二十八年六月一日「ローマ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ伊太利王國政府ノ記録ニ寄託スペシ認證牘本一通ハ外交上ノ手續ニ依リ同盟各國ニ送付セラルベシ

千九百四十八年六月二十六日ブラツセルで本書一通を作成した。本書は、ベルギー國外務貿易省の記録に寄託する。認證牘本一通は、外交上の手続により各同盟国に送付する。

署

名

## (一) 獨逸國

チエー、フォン、ノイラート  
ガオルグ、クラウエル  
ウイルヘルム、マッケベン  
エーベルハルト、ノイゲバウエル  
マキシミリアン、ミンツ  
マックス、フォン、シリシングス

オーストラリア

政府の承認を条件として

タブリュー・ジエー・ディグナム

オーストリア國

クルト・フリーベルガー博士

ベルギー國

ジエー・クイペール

## 奥地利國

ドクトル、オーグュスト、ヘッセ  
伯爵デラ、ファイユ、ド、ルヴェルガンヴァー

## 白耳義國

ドクトル、オーグュスト、ヘッセ

## 「ブラジル」合衆國

ヴェルマン

アルブ・ギスラン

コピエテー・ドウ・ジプソン

ジー・アメル

マルセル・ワルキエ

ペ・レヒト

ジー・シュナイダー

セー・デヴェルゼッカ

「ブルガリア」國

イルデフォンソ・マスカレンハス・ダ・シルバ

「ダンチャヒ」自由市

ジエー・ラデップ

カナダ

ヴィクター・ドーラ

ダブリュー・ピー・ジエー・オミアラ

「デンマーク」國

ベント・ファルケンストヘルネ

トルペン・ルント

西班牙國

スペイン國

(二) ブルガリアはオ  
ブザーヴアのみを送  
つた。

フランシスコ、アルヴァレス・オッソリオ

エーレ・ソリアーノ

「エストニア」国

カー、トーフェル

「フィンランド」国

エーミル、セテレ

ロルフ、テスレッフ

ジオルジュ、ウインケルマン

佛蘭西國

ボーマルシェ

マルセル、ブレーザン

ペー、グリュスピーム・バラン

シアルル、ドルエ

ジオルジュ、マイヤール

アンドレ、リヴォアール

ロマン、コーリュ

アーヴィング・メッサジエ

「グレート・ブリテン」及北部「アイルランド」

シドニー、チャップマン

ダブリュー、エス、ジャラット

エー、ジエー、マーティン

「カナダ」

フィリップ、ロイ

フィンランド国

ラグナー・ヌメリン

イ・ジエー・ハクリネン

フランス国

ジー・ドウ・オートクロック

マルセル・ブレザン

セエル・ブギヤン・ビルコック

ビュジエ

マルセル・ブテ

エム・ウェイス

グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国

ハロルド・サウンドース

ビー・ジー・クリュー

「ギリシア」国

トリアンタフィラコス

ミシエル・マントウディス

「ハンガリー」国

エス、マグルーディス

アンドレ、ド、ホリー

「印度」

ジー、グラハム、ディクソン

希臘共和国

エス、マカルーディス

アンドレ、ド、ホリー

「エスコット」

エス、ジー、レイモンド

「アイルランド」自由國

エス、ジー、レイモンド

「アイルランド」自由國

エス、ジー、レイモンド

「イタリア」国

ヴィットーリオ、シアロイア

エー、ビオラ、カセツィ

「伊太利國」

ヴィットーリオ、シアロイア

エー、ビオラ、カセツィ

(三) 一九四七、九、七  
加期。

ヴィンチエンツォ、モレッロ

アメデオ、ジアンニーニ

ドミニコ、パローネ

エミリオ、ヴェネチアン

アーヴィング・セバスチアニアニ

マリオ、ギロン

アーヴィング・セバスチアニアニ

(四) 日本国  
松田道一 赤木朝治

(五) ルクセンブルグ国  
ブリュック  
モロッコ  
ルクセンブルグ国  
リビテンシュタイン国  
モロツコ  
ボーマルシェ  
モロッコ  
ジー・ハルフーシュ  
ブリニオ・ボラ  
ハンス・モルフ  
アーヴィング・セバスチアニアニ  
ピエール・マジュリュ  
ドウ・ラフォンテース  
モロッコ  
ジー・ドウ・オートクロック  
セエル・ブギヤン・ビルコック

(六) 一九三一、七、三  
○加盟。一九三一、八、一  
(五) 加盟。一九四八、七、五

(四) 日本は会議に招請されなかつた。

(九) モナコ國  
ソーヴィージュ  
諾威國  
アルノルド、レースタット  
和蘭國  
アーヴィング・セバスチアニアニ  
モナコ國  
エム・ローズ  
ノールウェー國  
シ・エフ・スミス  
ニュー・ジーランド  
ハロルド・サウンドース  
パキスタン  
エ・エフ・エム・ケーラーマン  
オランダ國  
エッチ・シー・ボーデンハウゼン  
ボルトガル國  
フリオ・ダンタス  
ホセ・ガルハルド  
ポルトガル國  
ルイ・ピカール  
フェルナン・ヴァン・ゲーテム  
エール・ヴァンドウピュット

(七) 一九四八、七、五  
加盟。

(八) ボーランドは会議に代表を送つたが署名しなかつた。

(九) ヴィティカン市國  
テオドル、ソラコロ  
「ルーマニア」國  
「ルーマニア」國  
モナコ國  
ノールウェー國  
シ・エフ・スミス  
ニュー・ジーランド  
ハロルド・サウンドース  
パキスタン  
エ・エフ・エム・ケーラーマン  
オランダ國  
エッチ・シー・ボーデンハウゼン  
ボルトガル國  
フリオ・ダンタス  
ホセ・ガルハルド  
ポルトガル國  
ルイ・ピカール  
フェルナン・ヴァン・ゲーテム  
エール・ヴァンドウピュット

スエーデン國

ステュアル・ペトレン

瑞典國

エー、マルクス、フォン、ヴュルテンベルグ

エリク、リドフォルス

瑞西國

ヴァニエール

ドゥリブルヴェー、クラフト

アーヴィントロイリ

「シリアル國及「グレート、レバノン」國

ボーマルシェ

「チエッコスロヴァキア」國

ヴォイテフ、マヌニ

プロフェスール、ドクトル、カレル、ヘルマン。

オタヴィスキ

「チュニス」國

ボーマルシェ

「チエッコスロヴァキア」國

アーヴィントロイリ

シリアル國

チャティラ

スイス連邦

プリニホ・ボラ

ハンス・モルフ

アーヴィントロイリ

チュニス國

チャティラ

南アフリカ連邦

ジル・ドウ・オートクロック

セエル・ブギャン・ビルコック

ジーラクサニ

カレル・ペトルゼルカ

ジーロチヤズカ

ユーロスラヴィア

(二〇) ジエー・クリスティ

(一九) 一九三〇、六、

一七加盟。會議に代

表を送ったが署名し

なかつた。

(注) この条約會議で、

一の決議と九の希望

が採択された。

(一〇) 一九二八年、一

三加盟。

(一一) 一九三〇、六、

一七加盟。會議に代

表を送ったが署名し

なかつた。

(注) この条約會議で、

一の決議と九の希望

が採択された。

## 附錄一

## 文學的及美術的著作物保護

## 萬國同盟創設ニ關スル條約(拔)

一八八六年(明治十九年)九月九日「ベルヌ」に於テ

印調

一八九九年(明治三十年)四月一八日帝國政府加入

同 年 七月二三日公 布

## 附錄二

## 千八百八十六年九月九日ノ條約

## 第二條・第三條・第五條・第七

## 條・第十二條及第二十條並ニ附

## 屬終局議定書第一項及第四項ヲ

## 修正スル追加規定(拔)

一八九六年(明治十九年)五月四日巴里ニ於テ

印調

一八九九年(明治三十年)四月一八日帝國政府加入

同 年 七月二三日公 布

## 第五條

同盟國ノ一二屬スル著作者及其ノ承繼人ハ同盟國ノ一二於テ原著

作物ヲ公ニシタル時ヨリ十箇年間其ノ著作物ヲ翻譯シ又ハ其ノ翻

譯ヲ許可スルノ特權ヲ他ノ同盟國ニ於テ享有ス

一部ツ、漸次ニ公ニスル著作物ニ關スル十箇年ノ期限ハ原著作物

ノ最終部分ヲ公ニシタル日ヨリ起算ス數度ニ公ニスル數卷ヨリ著

作物並ニ文學上ノ協會、學士會若ハ一私人ノ公ニスル報告書類又

ハ雑誌ニ關シ十箇年ノ期限ヲ計算スルニハ各卷各冊子ヲ各自特別

ノ著作物ト看做ス

本條ニ規定セル各場合ニ於テ保護ノ期限ヲ計算スル爲メニハ著作

物ヲ公ニシタル年ノ十二月三十一日ヲ以テ其ノ發行ノ日ト看做ス

トスル國語ニ翻譯シタルモノヲ公ニシ若ハ公ニセシメテ以テ其

ノ權利ヲ使用セサリシトキハ翻譯ノ特權消滅スルモノトス

附録三 「ベルヌ」条約加盟国一覧表

三八

一九四八年一二月三一日現在  
(一九四八年度国際同盟事務局年報による)

国名	加盟年月日	保護期間(著作者の死後)	国名	加盟年月日	保護期間(著作者の死後)
ドイツ	一九二九年二月四日	五〇年	同植民地・属領およびある種の保護国	一九三四年七月一日	五〇年
オーストリア	一九二九年四月四日	五〇年	前委任統治国パレスター	一九三四年三月三日	五〇年
オーランド	一九三一年二月一日	五〇年	一九三五年二月九日	五〇年	五〇年
ペルギー	一九三七年二月四日	五〇年	一九三五年二月四日	五〇年	五〇年
ブルガリア	一九三三年二月四日	六〇年	一九三五年三月二日	五〇年	五〇年
ブルガリア(合衆国)	一九三一年二月四日	五〇年	一九三五年三月二日	五〇年	五〇年
カナダ	一九二九年四月四日	五〇年	一九三五年三月四日	五〇年	五〇年
デーンマーケーク	一九三〇年七月一日	五〇年	一九三五年三月四日	五〇年	五〇年
デンマーク(エロエ諸島を含む)	一九三〇年七月一日	五〇年	一九三五年三月四日	五〇年	五〇年
スウェーデン(植民地およびモロッコを含む)	一九三〇年二月四日	八〇年	アイスランド	一九三七年九月七日	五〇年
フィンランド	一九三〇年四月一日	五〇年	アイランド	一九三七年三月四日	五〇年
フランスおよびアルゼンチナ	一九三〇年三月四日	五〇年	本	一九三七年七月四日	五〇年
フランスおよび植民地	一九三〇年三月四日	五〇年	レバノン(共和国)	一九三八年八月一日	五〇年
グレート・ブリテン・アイルランド連合王國	一九三〇年三月四日	五〇年	リヒテンシュタイン	一九三八年七月四日	五〇年
フランスおよびアンティル諸島	一九三〇年三月四日	五〇年	ルクセンブルグ	一九三八年六月四日	五〇年
モロッコ(フランス地帶)	一九三〇年六月六日	五〇年	モロッコ(フランス地帶)	一九三八年五月四日	五〇年
モロッコ	一九三〇年五月四日	五〇年	モロッコ	一九三八年五月四日	五〇年
スウェーデン	一九三〇年一月六日	五〇年	シリア	一九三〇年八月一日	五〇年
ボルトガル(植民地を含む)	一九三〇年一月六日	無期限	チニスニア	一九三〇年八月一日	五〇年
ボルトガル	一九三〇年一月六日	五〇年	チニスニア	一九三〇年三月三日	五〇年
ブルガリア	一九三〇年一月一日	三〇年	チニスニア	一九三〇年三月四日	五〇年
シヤム	一九三〇年七月七日	三〇年	チニスニア	一九三〇年十月四日	五〇年
スエーデン	一九三〇年八月一日	三〇年	チニスニア	一九三〇年十月四日	五〇年
備考					
保護期間は、ユネスコ著作権公報第二卷第一一三号(一九四九年)による。					

VIII - 67

(印 刷 序 製 造)

VIII - 67